○国土交通省告示第五百四十七号

鳥取空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　鳥取県　鳥取県鳥取市東町一丁目二二〇番地

二　空港の名称及び位置　鳥取空港　鳥取県鳥取市

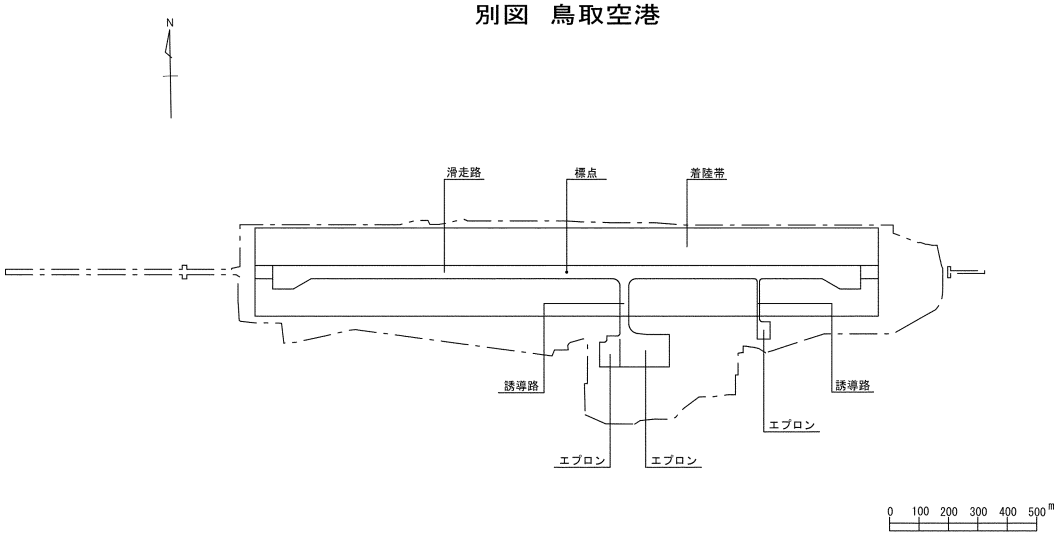
三　変更した事項（変更前の事項については、平成二年運輸省告示第二百七十九号を参照）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　百四万八千百二十一平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を鳥取県庁及び鳥取市役所において縦覧に供する。

別図　鳥取空港



○気象庁告示第三号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第五条第一項の規定に基づき、船舶気象報規則（昭和三十年運輸省告示第五百二十号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日　気象庁長官　橋田　俊彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　気象業務法施行規則第五条第一項の規定により、船舶が気象及び水象の観測の成果を報告する形式は、この規則の定めるところによる。	**第一条**　気象業務法施行規則（以下「規則」という。）第五条第一項の規定により、船舶が気象及び水象の観測の成果を報告する電報（以下「船舶気象報」という。）の型式は、別表一の通りとする。
第二条　船舶気象報とは、船舶が気象及び水象の観測の成果を報告するための電文をいう。	（新設）
第三条　船舶気象報を送信する手段は、次の各号のいずれかとする。 一　インマルサットサービスのコード四十一の利用 二　電子メールの利用	（新設）
第四条　船舶気象報の型式は、別表一のとおりとする。	**第二条**　船舶気象報の型式の取扱い及び符号の内容は、別表二のとおりとする。
第五条　船舶気象報の型式の取扱い及び符号の内容は、別表二のとおりとする。 （削る）	**第三条**　海事衛星を経由しない船舶気象報のあて名は、「キシヨウ」とする。 2　海事衛星を経由する船舶気象報のサービスコードは、四十一とする。
別表1（第4条関係） BBXX　D....D　YYGGiw　99L$_a$L$_a$L$_a$ Q$_c$L$_o$L$_o$L$_o$ i$_R$i$_x$hVV Nddff 00fff 1s$_n$TT T 2s$_n$T$_d$T$_d$ 4PPPP 5appp 7wwW$_1$W$_2$ 8N$_h$C$_L$C$_M$C$_H$ 9GGgg 222D$_s$v$_s$ 0s$_n$T$_w$T$_w$T$_w$ 1P$_{wa}$P$_{wa}$H$_{wa}$H$_{wa}$ 2P$_w$P$_w$H$_w$H$_w$ 3d$_w$d$_w$d$_{w2}$ d$_{w2}$ 4P$_{w1}$P$_{w1}$H$_{w1}$H$_{w1}$ 5P$_{w2}$P$_{w2}$H$_{w2}$H$_{w2}$ 6IE$_s$E$_s$R$_s$ 8s$_w$T$_b$T$_b$T$_b$ ICE c,S,b,D,z, 特殊現象記事	別表1（第1条関係） D....D YYGGiw 99L$_a$L$_a$L$_a$ Q$_c$L$_o$L$_o$L$_o$ i$_R$i$_x$hVV Ndfff 00fff 1s$_n$TTT 2s$_n$T$_d$T$_d$ 4PPPP 5appp 7wwW$_1$W$_2$ 8N$_h$C$_L$C$_M$C$_H$ 9GGgg 222D$_s$v$_s$ 0s$_n$T$_w$T$_w$T$_w$ 1P$_{wa}$P$_{wa}$H$_{wa}$H$_{wa}$ 2P$_w$P$_w$H$_w$H$_w$ 3d$_w$d$_w$d$_{w2}$d$_{w2}$ 4P$_{w1}$P$_{w1}$H$_{w1}$H$_{w1}$ 5P$_{w2}$P$_{w2}$H$_{w2}$H$_{w2}$ 6IE$_s$E$_s$R$_s$ 8s$_w$T$_b$T$_b$T$_b$ コオリ(ICE) c,S,b,D,z, 特殊現象記事